

令和8年度 ほっとハート東出雲学園意東小学校
学校いじめ防止対策基本構想

ほっとハート東出雲学園

教育目標

豊かな人間性をもち、たくましく生き抜く児童の育成

育てたい力

○学ぶ力 ○共に生きる力

小中一貫教育實踐目標

○社会参画力の育成
自らをみつめ、様々な人と
関わり、よりよい社会づく
りに参加する児童の育成

いじめは、児童の人権にかかわる深刻な問題であり、人として決して許されない行為です。しかし、どの学校・学級、どの子にも起こりうる問題と捉え、学校教育目標に基づき、下記の理念を尊重し、教育委員会や家庭、地域と一体となって、継続して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

基本理念

- 『DREAMS from MATSUE～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～（松江市教育大綱）』に基づき、誰もが多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合っていく学校づくりを進める。
- いじめが全ての児童に関係する問題であることから、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう未然防止に努める。
- 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするとともに、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるよう、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることをめざす。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

学校教育目標

『心豊かに たくましく生き抜く
実践力のある児童の育成』

めざす学校像

笑顔あふれる温かい学校

めざす児童像

- ・ ① しょうけんめい勉強する子
- ・ ② もだちも自分も大切にする子
- ・ ③ ندوقを力いっぱいする子

めざす教職員像…相互尊敬

豊かな人間性と愛情にあふれる教職員

- ・わかる授業づくりに努める教職員
- ・児童を認め、励まし、伸ばす教職員
- ・児童、保護者、地域から信頼される教職員

▼学校いじめ防止対策委員会

- ・校長 ・教頭
- ・生徒指導主任・該当児童担任
- ・保護者代表（PTA会長）
- ・地域代表（民生委員等）
- ・教育相談コーディネーター
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・人権教育主任
- ・教務主任
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

▽生徒指導体制

- ・年度初めの指導体制の確認
- ・アンケート QU の活用
- ・児童の情報交換（月 1 回）

▽特別支援教育体制

- ・特別支援教育委員会(ケース会議:随時)
- ・個別の学習支援

▽教育相談の体制

- ・教育相談週間の設定
- ・ちょっと聞かせてアンケートの実施
- ・SCの活用（随時）

▽研修

児童理解／いじめ／不登校／
人権教育／アンケート Q U 活用／
ネットトラブル防止／校外研修の報告
等

学校運営協議会

学校運営協議会委員

- ・学校評価（いじめに関する項目を含む）を行い、学校運営に関して、助言や情報提供を行う。

家庭との連携

- ・保護者との信頼関係の構築
- ・家庭訪問・個人面談・学級懇談
- ・および日常の交流等における情報収集
- ・学校評価（年２回）
- ・授業公開（人権に関する）等
- ・生徒指導だよりによる啓発

地域との連携

- ・学習における地域講師および地域の方との交流からの情報収集
- ・校報「意東っ子だより」の全戸配付
- ・青少年健全育成協議会、地域の諸団体からの情報収集等

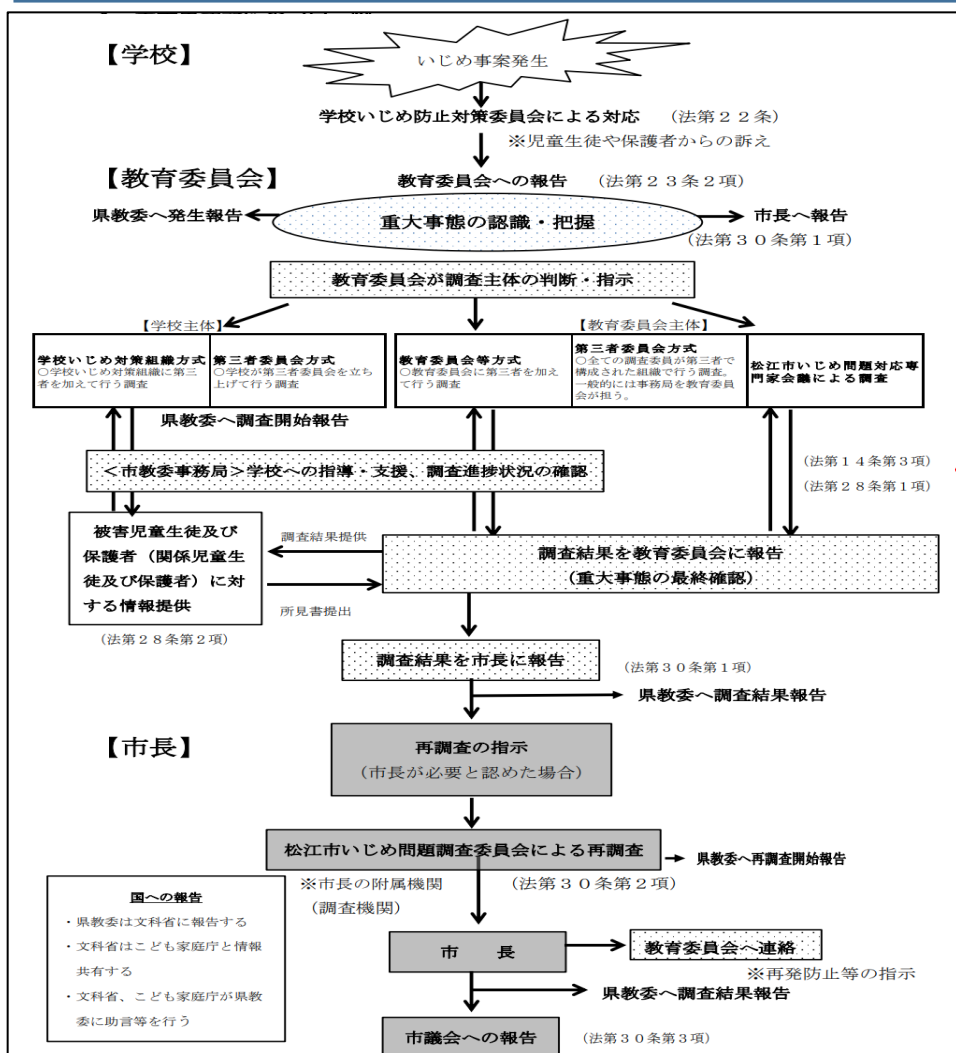
いじめの未然防止のための取組

- ① 規範意識の高揚を図るための人権教育・道徳教育の充実
- ② 小中一貫教育の推進・キャリア教育における地域、保護者との連携
- ③ 教職員の人権感覚を高めるための研修の充実
- ④ インターネットを通じて行われるいじめについての児童、保護者、教職員を対象にした研修の実施
- ⑤ 「アンケート Q-U」を活かしたよりよい学級集団づくり
- ⑥ 学校評価等によるいじめ問題への対応についての評価
- ⑦ 特別な支援や配慮が必要な児童についての共通理解と学校全体での特別支援教育の推進

いじめの早期発見のための取組

- ① 常にいじめを意識、点検し、普段と違う児童の様子や行動に気を付ける。
- ② ふざけ合いのように見える場合も見えないところで被害が発生している場合もあるので、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。
- ③ 日頃から保護者・地域との信頼関係の構築に努め、寄せられる情報などから児童のいじめに関する行為を積極的に把握する。
- ④ 児童や保護者が安心して相談したり、悩みを訴えたりしやすい環境を整備する。
- ⑤ 教育相談体制を充実し、日頃の児童観察、アンケート調査、教育相談週間、アンケート Q-U 等を実施し、児童のささいな変化を見逃さず、その背後に潜んでいるいじめの行為の発見に努める。
- ⑥ メディアに対するアンケートや児童との会話等から、インターネットを通じて行われるいじめの対象になっていないか把握していく。
- ⑦ 被害を受けている児童が仕返しを恐れるあまり申告をしないことも少なくないことに留意する。

重大事態への対応



早期対応(いじめが起こった時)

